

秋田県公報

目次

条例
 秋田県県税条例の一部を改正する条例(四二・税務課)
 工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(四三・税務課)

この号で公布された
 条例のあらまし

1 秋田県県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四二号)

個人の県民税

- (一) 当分の間、所得割の納税義務者のうち所得金額から課税額を差し引いた額が、三五万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三六万円(現行三三万円)を加算した額)を下回る者について、その額が前記により計算した額と等しくなるよう課税額を減することとした。(附則第二条関係)
- (二) 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する税率について、平成一六年度までその適用が停止されている課税長期譲渡所得金額八、〇〇〇万円超の部分に係る三パーセントの税率を廃止することとした。(附則第九条関係)

2 不動産取得税

- (一) 土地を取得してから三年以内に特例適用住宅を新築した場合に、土地取得者と特例適用住宅を新築した者が同一でなくても、土地に係る減額措置を適用することとした。(第七三条の二四、附則第一四条の七関係)
- (二) 土地を取得してから三年以内に住宅を新築した場合に、土地取得者と特例適用住宅を新築した者が同一でなくても、土地に係る税額を四分の一減額する措置について、適用することとした。(附則第一五条の二関係)

3 自動車取得税

- (一) 一定の低燃費自動車の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成一五年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二二条関係)
- (二) 一定の自動車を完全廃車して、最新の自動車排出ガス基準に適合した自動車を取得した場合の税率の特例措置と、一定の低燃費自動車に係る課税標準の特例措置との重畳適用措置を廃止することとした。(附則第二二条関係)
- (三) 平成一三年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(附則第二二条関係)
- (四) 平成一五年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、現行税率から、平成一四年四月一日から平成一五年九月三〇日までの間に取得されるものにあつては一〇〇分の一を、平成一五年一〇月一日から平成一六年二月二九日までの間に取得されるものにあつては一〇〇分の〇・一を、それぞれ控除した率とすることとした。(附則第二二条関係)

4 その他

(附則第二二条関係)

- (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- (二) この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。
- (三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四三三号)

- 1 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成一四年法律第一五号)による租税特別措置法(昭和三二年法律第二六号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

条 例

秋田県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十二号

秋田県税条例の一部を改正する条例

秋田県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「土地を取得した者が当該」を削り、「を新築した場合」を「が新築された場合(当該取得をした者(以下この号において「取得者」という。)が当該土地を当該特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該特例適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。)」に改め、同条第五項中「附記」を「付記」に改める。

附則第二条中「三十二万円」を「三十六万円」に改める。

附則第九条第一項中「に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「の百分の二に相当する金額」に改め、各号を削り、同条第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則第十条第一項中「前条第一項各号及び同条第二項」を「前条第一項」に改める。

附則第十一条第一項中「(同条第二項の規定により適用される場合を含む。)」を削り、「同条第一項各号及び同条第二項」を「同項」に改める。

附則第十二条第一項第一号中「附則第九条第四項第二号」を「附則第九条第三項第二号」に改め、同条第二項中「附則第九条第四項第一号」を「附則第九条第三項第一号」に改め、同条第四項中「附則第九条第四項」を「附則第九条第三項」に改める。

附則第十二条の三第一項中「を払込み」の下に「(これらの発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。)」を加える。

附則第十四条の七第二項中「土地を取得した者が」を「土地が取得され、かつ、」に、「を新築した」を「が新築された」に改める。

附則第十五条の二第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 土地を取得した日から三年以内に当該土地の上に住宅が新築された場合(当該取得をした者(以下この号において「取得者」という。))が当該土地を当該住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限り、次号又は第三号に該当する場合を除く。)

附則第十五条の二第三項中「、第一項第一号」を「、第一項第一号又は第二号」に、「附則第十五条の二第一項第一号」を「附則第十五条の二第一項

第一号又は第二号」に改め、「、」「これら」とあるのは「同号」とを削る。

附則第二十二條第五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同條第七項中「附則十六條の二の六第七項」を「附則十六條の二の六第八項」に改め、「で同條第八項に規定するもの」を削り、「附則十六條の二の六第九項」を「附則十六條の二の六第十項」に、「同條第十項」を「同條第十一項」に、「附則十六條の二の六第十一項」を「附則十六條の二の六第十二項」に改め、同條第八項を削り、同條第九項中「附則十六條の二の六第十三項」を「附則十六條の二の六第十四項」に改め、同項を同條第八項とし、同條に次の一項を加える。

9 道路運送車両法第四十一條の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で令で定めるものの取得（第三項又は第五項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第七十四條の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同條又は第一項に定める率から、当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日まで 百分の一

二 平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日まで 百分の〇・一

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の秋田県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

4 新条例附則第二十二條第五項、第七項及び第九項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第四十三号

工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号」を、「第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号」に、「本条」を「この条」に改める。

第三条第一項中、「工業生産設備（」の下に「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第七条第七項又は第二十三条第十項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の」を加え、「本条」を「この条」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一號

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九號
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 FAX(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九號
 松原繁雄